

新旧対照表

新	旧																						
<p style="text-align: center;">愛知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める 「くろまぐろ」の保存管理措置に関する計画</p> <p style="text-align: center;">(第 6 管 理 期 間) 令和 2 年 4 月 1 日 公 表</p> <p>1 略</p> <p>2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の数量に関する事項 (1) くろまぐろの資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">第一種特定海洋 生物資源</th> <th style="width: 20%;">サイズ</th> <th style="width: 25%;">管理期間</th> <th style="width: 40%;">知事 管理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">くろまぐろ</td> <td>30キログラム未満の小型 魚(以下、「小型魚」という。)</td> <td>令和2年4月から 令和3年3月まで</td> <td style="text-align: center;">0.1トン</td> </tr> <tr> <td>30キログラム以上の大型 魚(以下、「大型魚」という。)</td> <td>令和2年4月から 令和3年3月まで</td> <td style="text-align: center;">1.0トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) 略</p> <p>3～4 略</p>	第一種特定海洋 生物資源	サイズ	管理期間	知事 管理量	くろまぐろ	30キログラム未満の小型 魚(以下、「小型魚」という。)	令和2年4月から 令和3年3月まで	0.1トン	30キログラム以上の大型 魚(以下、「大型魚」という。)	令和2年4月から 令和3年3月まで	1.0トン	<p style="text-align: center;">愛知県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定める 「くろまぐろ」の保存管理措置に関する計画</p> <p style="text-align: right;">平成 3 1 年 4 月 1 日 公 表</p> <p>1 略</p> <p>2 くろまぐろの漁獲可能量について本県の数量に関する事項 (1) くろまぐろの資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">第一種特定海洋 生物資源</th> <th style="width: 20%;">サイズ</th> <th style="width: 25%;">管理期間</th> <th style="width: 40%;">知事 管理量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">くろまぐろ</td> <td>30キログラム未満の小型 魚(以下、「小型魚」という。)</td> <td>平成31年4月から 平成32年3月まで</td> <td style="text-align: center;">0.1トン</td> </tr> <tr> <td>30キログラム以上の大型 魚(以下、「大型魚」という。)</td> <td>平成31年4月から 平成32年3月まで</td> <td style="text-align: center;">1.0トン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) 略</p> <p>3～4 略</p>	第一種特定海洋 生物資源	サイズ	管理期間	知事 管理量	くろまぐろ	30キログラム未満の小型 魚(以下、「小型魚」という。)	平成31年4月から 平成32年3月まで	0.1トン	30キログラム以上の大型 魚(以下、「大型魚」という。)	平成31年4月から 平成32年3月まで	1.0トン
第一種特定海洋 生物資源	サイズ	管理期間	知事 管理量																				
くろまぐろ	30キログラム未満の小型 魚(以下、「小型魚」という。)	令和2年4月から 令和3年3月まで	0.1トン																				
	30キログラム以上の大型 魚(以下、「大型魚」という。)	令和2年4月から 令和3年3月まで	1.0トン																				
第一種特定海洋 生物資源	サイズ	管理期間	知事 管理量																				
くろまぐろ	30キログラム未満の小型 魚(以下、「小型魚」という。)	平成31年4月から 平成32年3月まで	0.1トン																				
	30キログラム以上の大型 魚(以下、「大型魚」という。)	平成31年4月から 平成32年3月まで	1.0トン																				